

# 令和2年度 春日井市立松原中学校 部活動活動方針

## 1 学校教育目標

- (1) いのちを尊び、心身を鍛え、たくましく生きる生徒の育成 (命)
- (2) 豊かな心で、育ちあい、思いあい、互いに尊重し合う生徒の育成 (心)
- (3) 自ら学び、深く考え、目標の実現をめざして意欲的に学習する生徒の育成 (未来)

## 2 活動方針について

- (1) 学年・学級を離れ、共通の興味を持った生徒の集まりの中で、心身の調和の取れた発達と、個性の伸張を図る。
- (2) 部活動は自主参加とする。
- (3) 顧問は、生徒の特性を把握し、無理のない範囲で部活動を運営する。
- (4) 必要に応じて部活動検討委員会及び顧問会等を開催し、部活動指導の在り方を検討する。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を最優先し、活動内容を柔軟に対応させる。

## 3 部活動について

### (1) 部活動の設置及び活動場所について

|    | 部活動名     | 男女 | 活動場所        |                                                     | 部活動名     | 男女 | 活動場所        |
|----|----------|----|-------------|-----------------------------------------------------|----------|----|-------------|
| 1  | バスケットボール | 男女 | 体育館<br>運動場  | 11                                                  | 吹奏楽      | 男女 | 音楽室         |
| 2  | バレーボール   | 女  | 体育館<br>運動場  | 12                                                  | 演劇       | 男女 | 第2理科室       |
| 3  | 剣道       | 男女 | 武道場         | 13                                                  | コンピュータ   | 男女 | コンピュータ<br>室 |
| 4  | サッカー     | 男  | 運動場         | 14                                                  | 美術       | 男女 | 第1美術室       |
| 5  | 軟式野球     | 男  | 運動場         | 15                                                  | (柔道)     | 男女 | 大会のみ        |
| 6  | 卓球       | 男  | 体育館<br>ピロティ | 16                                                  | (体操)     | 男女 | 大会のみ        |
| 7  | ソフトテニス   | 男女 | テニスコート      | 17                                                  | (バドミントン) | 男  | 大会のみ        |
| 8  | 水泳       | 男女 | プール<br>運動場  | 18                                                  | (陸上)     | 男女 | 大会のみ        |
| 9  | ソフトボール   | 女  | 運動場         | ※ 野球部とサッカー部は、女子生徒の入部も可能、卓球部の女子生徒、バレーボール部の男子生徒の入部は不可 |          |    |             |
| 10 | バドミントン   | 女  | 体育館<br>運動場  |                                                     |          |    |             |

### (2) 活動時間等について

- ア 活動時間は、平日の授業後2時間程度まで、週休日・長期休業中は3時間程度までとし、最終下校時刻を厳守させる。大会等でやむを得ず長時間活動する場合は、別の日に休養日を設定する。
- イ 常時活動としての早朝練習は行わない。休日等の練習開始時間は、通常の登校時間以降に

設定する。ただし、大会等の状況により早朝から活動する場合がある。

(3) 休養日について

- ア 毎週、週明けの平日及び土日のうちどちらかを休養日とする。大会等で、連続して活動する場合は、別の日に休養日を設ける。
- イ 長期休業中における土日の活動は行わない。ただし、大会等の都合で、やむを得ず活動する場合は、別の日に休養日を設ける。また、連続1週間程度の休養期間を設ける。

(4) その他

- ア 顧問は月活動予定を作成し、生徒を通して家庭に周知する。また、校長及び部活動担当に提出する。(部活動掲示板に掲示する)
- イ 大会・発表会への参加は、年6回程度とし、練習試合は月1回程度とする。
- ウ 部活動としての泊を伴う遠征や合宿は行わない。

## 4 部活動運営の留意事項

(1) 健康安全への配慮について

- ア 活動の前後に健康観察を行い、生徒の体調を考慮して活動させる。
- イ 活動中の生徒の様子に気を配り、体調不良や負傷の際は適切に対処する。
- ウ 習熟度や男女差、年齢差等を考慮した効果的な練習方法を考え、指導する。
- エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、新しい生活様式に則った練習方法取り入れ、段階を経た練習計画を立てて運営する。

(2) 事故防止及び事故対応について

- ア 必ず顧問が来てから活動を始めさせる。
- イ 健康観察及び準備運動などを十分行うとともに、事故・疾病が発生した場合は、応援を依頼し、顧問が適切な処置を行う。
- ウ 所定の場所(前述3(1))で行い、危険防止のため廊下(渡り廊下を含む)や階段を走らせる活動は行わない。雨天時は、教室や特別教室、体育館等を使用してもよいが、顧問が責任をもって監督し、安全面に留意する。
- エ 体調管理を重視し、調子の悪い生徒は部活動を休むように勧める。

(3) 夏季の活動及び夏季休業中の活動時の健康安全への配慮

- ア 顧問は暑さ指数に常に気を配り、生徒の健康状態に合わせ、適切な活動内容を適切な活動場所で行う。ただし、暑さ指数が31度を超えたときは部活動を休止する。下校中に熱中症にならないよう、暑さ指数が下がるまで冷房の効いた教室等でミーティング又は学習活動等を行う。(ミーティング・学習時間は、活動時間に含めない)
- イ 水分補給及び休憩については、当日の暑さや湿度などを十分考慮して適切に指導する。
- ウ 緊急対応のため、長期休業中は、顧問や教職員の2名体制を原則として活動させる。

(4) 体罰・暴言・ハラスメントの根絶に向けて

- ア 生徒への指導において、人間性や人格を否定するような発言や行為をしてはならない。
- イ 体罰は学校教育法第11条において禁止されており、いかなる場合においても行ってはならない。

(5) 部活動費について

- ア 活動上必要があれば各部活動ごとに徴収してもよい。

- イ 部活動費を徴収した場合は、顧問は会計処理を適切に行い、定期的に保護者に会計報告を行うとともに、管理職に会計監査を依頼する。
- ウ 大会参加費及び移動に係る交通費など、その都度必要な経費については、保護者への連絡を文書で行い、個別に徴収する。

(6) その他

- ア 部室や決められた場所を使い、廊下や脱靴室では更衣しない。また、自分の荷物や部の備品等は丁寧に扱い、整理整頓する。
- イ 会議や出張、休暇等のため顧問が指導できない場合は、原則部活動を休みとし下校させる。ただし、部活指導員や責任が取れる立場の職員がつける場合は、内容を考慮して活動を許可する。
- ウ 大会や練習試合場所への移動については、徒歩、自転車、公共交通機関での移動を原則とし、生徒の送迎を学校からは保護者に依頼しない。
- エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の新しい生活様式を最優先し、部活動の内容を柔軟に対応させる。

## 5 入部・退部・転部について

(1) 入部（体験入部）

- ア 新入生及び転入生には体験入部期間を定める。（10日程度）
- イ 体験入部期間は複数の部活動を体験させ、1つの部活動を3年間続けられるか体験させる。
- ウ その後、部活カードを顧問又は担任に提出し、本入部とする。

(2) 転部・退部について

- ア 転部退部は本人及び保護者から申し出があった場合、顧問と担任で慎重に検討して保護者に報告する。その後、転部届（入退部届）を部活動担当へ提出する。
- イ 部の改廃を伴う場合転部・退部は例外とし、本人の意思を尊重し対処する。その後、転部届（入退部届）を部活動担当へ提出する。